

2021年
(令3)

10/13(火)

請願 3-1
東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願

を求める意見書について賛成をいたします。

○議長（桜井ただし議員） 以上で討論を終了します。

永田委員長 報告

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第10号、成年年齢引き下げに伴う十代の消費者被害防止のための措置を求める意見書については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第10号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより投票]

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第10号は、賛成少數により否決されました。

日程第16を議題にします。

請願3-1 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願

○議長（桜井ただし議員） 永田壯一議会運営委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

[永田壯一議員登壇]

○17番（永田壯一議員） 議会運営委員会に審査を付託された、請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願の審査経過及び結果について報告いたします。

本請願の内容は、昨年の千代田区議会企画総務委員会の100条調査における石川前区長の証人尋問の際の偽証及び証言拒否について、同じく前区長夫人の証人出頭拒絶及び記録の提出拒絶について、いずれも区議会が東京地方検察庁に宛て告発しましたが、これに対して東京地方検察庁が不起訴処分としたことについて、区議会が検察審査会に対し不服を申し立てることを求めるというもので、本年7月21日に議長宛てに提出されました。

当委員会では、本年10月1日及び10月6日の2回にわたり、本件請願審査を行いました。

10月1日の審査では、最初に紹介議員から請願趣旨について説明があり、まず、地方自治法100条は、議会は事務の調査を行うことができる。必要があると認めるときは、選挙人、関係人の出頭を求めることができる。そして、証言を拒んだとき、あるいは虚偽の陳述をしたときには、議会は議決を経て告発をしなければならないという法律のつくりとなっている。告発した当

事者である区議会にしかできない検察審査会への不服申立てをして、健全な市民感覚での判断が下されるようにしていただきたい。

なお、請願者4名のうちの1人は、裁判員制度について当初から研究をされている、区内で弁護士をしている先生で、3名は私たちの先輩の女性議員であった区民であり、後ほどお話を伺いながらこの問題について考えを深めていただきたいとの説明がありました。

その後、委員会の休憩中に請願者から意見を聞き、改めて千代田区議会は告発に至った経過を踏まえ、国民の健全な目線で審査を行うこととなる検察審査会への不服申立てをすべきであるとの意見を受けました。

委員会を再開し、紹介議員からの補足説明として、第一に、公平、公正であるべきまちづくり行政を区民の手に取り戻すため、真相を明らかにすることができるが、無作為抽出の国民の代表で構成される検察審査会という制度であること。

第二に、2000年の地方分権一括法以来、強大な権力を持つに至った首長の権限の逸脱、濫用を厳しくチェックするためにも100条調査は極めて重要なものであり、法的にもそうした機能が担保されているが、その形骸化を千代田区議会自らが行つては困るということで、自治体行政の不正を法にのっとり正すこと、地方自治法を守ることの一貫性が求められているということ。

最後に、検察審査会は、選挙権を有する国民の中から選ばれた方々が健全な市民感覚で証拠関係を精査し、検察の捜査を国民に対して明らかにする機能を持っており、申立て自体は無料で行うことができることなどの説明があり、最後に、公平、公正な在り方を目指すという点については議会も一緒だと思うので、ぜひ丁寧な審査を行っていただきたいとの要望がありました。

その後、紹介議員に対する質疑を終了した後、委員から自由意見が出されました。

最初の自由意見として、そもそも100条調査は不祥事の背景の調査などが目的で、それはもう達せられた。検察審査会で起訴相当とするためには、今まで提出されなかつたかなり有力な証拠が必要であり、ハードルは相当高いのではないかと考える。さらに、これ以上話を進めた場合に、区長の返金命令が出て、議会が正しく区長が間違っていたというのが公に出たが、次の検察の判断で不起訴という結果が出たら、今までの100条調査が水の泡になってしまう。以上の理由から、検察審査会に申立てしないのが妥当ではないかと考える。

次の自由意見として、自分は、今回の100条設置及び虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発についても、反対の立場で討論をした。そもそも虚偽の陳述をしているのかしていないかというところで意見が分かれ、そのときの反対討論の中には、直接証拠や間接証拠が明確に示されない状態での告発に対しいかがなものかという意見もあり、自分自身も同様の意見を持ち、反対した。実際は賛成多数で虚偽の陳述があったと認定をして告発し、それに対して今回は判断が下されたと受け止めている。100条調査の担当をしていた弁護士の先生からは、新たに有力な証拠の提出ができない限りは容易ではない、また、刑事事件に精通する検察官が精査の上で不起訴と判断しているし、請願審査の中で意見を聞いた中でも、自分自身が当初判断をし、また、今感じていること、今考えていることというのも変化がなかったというのが意見である、などの意見があり

ました。

その後、これまでの意見を聞き、自分としては判断するまで少し時間を頂きたいとの委員からの申出を受けて、本件請願の取扱いについて諮詢した結果、委員会として、請願者からの意見を受け止めて検討する時間が必要であるとの判断に至り、継続審査となりました。

10月6日の2回目の審査では、前回委員会の休憩中の請願者からの意見を踏まえ、まず委員からの自由意見を聞きました。

最初の自由意見として、そもそもこの告発自体にも反対した。前回の委員会での審査内容も検討したが、不起訴処分は妥当であると判断する。

次の自由意見として、委員会の休憩中に請願者から検察審査会への申立ての考え方や検察審査会の意義と役割などについて意見を聞き、検察審査会の裁量が大きく、告発した千代田区議会だけが申立てができる。申立てがあった場合は必ず審査をしなければならないこと。今回の不起訴処分について適切であったかどうか、改めて国民の目から見た審査をすることなど、貴重な意見を頂いた。

この告発は、100条調査権に基づき、前区長の疑惑の真相究明をしようとしたところ、前区長が偽証、証言拒否をし、前区長夫人が不出頭と記録の不提出という状況で、告発しなければならないとの規定どおり、100条調査の実効性を持たせるために議会の議決を経て行ったものである。100条調査権の目的自体は、不祥事が発生したときの原因、背景を明らかにすることで、再発防止を求めることがある。あくまでも今回の告発は、偽証、証言拒絶、不出頭、記録の不提出に対するものであり、調査が不十分だとすると、再発防止ができないことになる。また、今回の結果では、再度検察審査会に不服申立てしたときに新たな証拠が明らかになるとは思えない。

100条調査は既に昨年の11月に終了し、執行機関の事務執行上の適正な執行が行われることの課題の検討、区有地の取得や処分、貸付けの基本を定める条例の必要性、特別職の倫理に関する条例の必要性、区長が委員を任命する建築審査会の在り方やその果たす役割などを整理されている。今、議会がすべきなのは、早急にこれらを具体的に実施することだと考える。

次の自由意見として、検察審査会への不服申立てについては、一般論として、告訴をした以上、不服の申立てをするまでがセットで行うものであるという意見に対しては賛同する。一方で、1つの結論として不起訴となったことは重く受け止めなければならない。不出頭や虚偽の答弁というところに白黒をつけることにこだわり、法廷で争い続けることが多くの区民の利益となるかどうかという点について、必ずしもそうではないのかなと考えている。様々な意見があることは理解するが、一議員として、まちの人たちの声を聞く限り、否定的な意見が多いのではないかと感じている。コロナ禍において、区政においても多数のやるべきことを抱えており、区の執行体制も一新されたことから、改めての申立ては行うべきではないと考える。

次の自由意見として、検察審査会に不服申立てをすることの意味を見いだせず、それは100条調査の役割から大きく逸脱すると考える。昨年11月の調査結果をいかに事務執行の改善に役立てていくかが大切である。結果が出てもう1年がたとうとしているが、残念ながら十分な動きをつくれていないというのが現状である。また、請願の紹介議員は、最終報告書のまとめの部分

を執行機関への宿題という言い方をしているが、それは間違つており、この報告書のまとめは議会が主体となって議論をし、執行機関、住民や、場合によっては専門家の知恵も借りながらまとめ上げていくという性格のものであると考えている。議会がまず議論をし、必要性を確認した上で、確認できたら、特別職の対象はどこまで踏み出すのか、どういう政治倫理の基準が必要なのか、その調査に入る必要がある。議会が一体となって進めていかなければならないところまで来ている。そういう到達を踏まえた議会の対応が求められていると考える。

次の自由意見として、この100条委員会は大変長い時間をかけていろいろな糺余曲折もあり、議会が権能を使いながら進めてきたが、今回の嫌疑不十分という東京地検の判断を覆すには新たな有力な証拠が必要となる。また、当区議会の100条調査を担当していた弁護士の先生からも、それはなかなか容易なことではないという助言も受けた。さらに、不服申立てをするとなれば、新たな議決、そして最低でも数か月という期間、さらには一定の経費を要することになり、これらを費やすことによって、果たして区民に理解が得られるかどうか、非常に難しいのではないかと考える。加えて、今、世の中は、新型コロナウイルス感染症の第6波がいつ襲ってくるか分からぬ大変厳しい状況にあり、既に大きなダメージを受けている地域の方々に対し、地域経済対策など全力で取り組まなければならないことについて、区議会として大いに議論をし、少しでも区民に寄り添うことが肝要であり、これ以上問題を長期化させることは区民の理解が得られないと思う。これらを総合的に考えて、区議会としては、検察審査会への不服申立ては行わないことが妥当であると考える、との意見がありました。

その後、討論に入り、反対の立場から、今回、区議会が調査の過程で告発をしたのは、調査権の実効性を保つためである。調査の目的は不祥事等の背景や原因を明らかにし、再発防止策を講ずることである。加えて、不起訴処分となった告発事実は、100条調査の対象となったマンション優先購入問題ではなく、調査の過程で起きた証言拒絶、不出頭など、地方自治法違反に対するものである。それを踏まえ、本請願に二つの理由から反対する。

一つは、申立てをする意義を見いだせないことである。不起訴処分の理由で嫌疑不十分とされた証言拒絶や不出頭で争うとすれば、その証言拒絶、不出頭により調査が十分できず、100条調査の本来の目的が達成できなかったという新たな事実が不可欠であると考える。しかしながら、100条調査委員会の調査の目的は達成していて、区議会は昨年11月、100条調査委員会の最終報告書を承認している。それでもあえて不服申立てをしようとすれば、100条調査の本来の目的に照らしておかしなことになる。これが本請願に反対する第二の理由である。

最終報告書は、マンション優先購入問題等について、都市計画等の規制緩和という背景や、あるいは原因を明らかにし、区有地の処分などについて、その基本を定める条例や特別職の政治倫理条例の制定の必要性などの検討などを提案している。今、区議会に求められているのは、自ら承認した報告書を前向きに具体化し事務執行の改善を図ることにある。最終報告書は執行機関への宿題ではない。調査の終了したこの段階で不服申立てを行うことは、背景と原因の解明と再発防止策の調査という100条調査本来の目的から大きく逸脱することになり反対する、との意見がありました。

同じく、反対の立場から、検察は、前区長の虚偽の陳述について嫌疑なし、証言拒絶については嫌疑不十分、また、前区長夫人の不出頭については嫌疑不十分、記録不提出についても罪とならずとの裁定主文をもって不起訴とした。この件について、請願者は請願の趣旨で述べているとおり、それぞれの裁定主文を不当とし、検察審査会への審査を要求するものである。検察のこのたびの判断は至極妥当なものであり、覆しようのないものであると判断している。

最初に、前区長の虚偽の陳述について。請願では、販売事業者の、「雅己氏本人はもとより、その知人を名のる者からも、本件優先物件が「事業協力者住戸」であるとの説明の有無の確認はなかった」との回答のみをもって雅己氏の証言が虚偽であると断定しているが、このことのみで客観的に虚偽であると断定することは困難であり、また、主観的に見ても証言が虚偽である旨の認識をしたかどうかについても認めるに足る証拠を見いだすことは困難なことは明白である。よって、検察の不起訴理由、嫌疑なしは至極妥当である。なお、この嫌疑なしとは、人違いなどの嫌疑などの残らない、言わば完全無罪の場合に出される判断であり、この判断を重く受け止めるべきである。

次に、前区長の証言拒絶について。請願では、証言拒絶とする理由について、証言できない理由につき何ら述べることもない。単に証言を拒み続けたとするものであり、それのみをもって証言拒絶とすることは困難である。証言拒絶と断定することは、何ら実態のない独善的な決めつけであり、失当のそしりを免れない。検察が嫌疑不十分としているのは、形式的には証人尋問の形を取っている以上、嫌疑がないとまでは言えないからにすぎない。よって、嫌疑不十分を不当とすることは証人尋問の実態を無視したもので、合理的な根拠はないものである。

次に、前区長夫人の不出頭について。請願では嫌疑不十分を不当とする理由について、前区長夫人が出頭しなかった事実のみで具体的な理由を明示していない。そもそもこの件については、出頭請求の手続自体に問題があった。検察は嫌疑不十分としているが、そのことを不当とするには、召喚手続の実態を無視したもので合理的な根拠はない。

次に、前区長夫人の記録不提出について。請願では証言に代わる資料の提出に応じなかったことが記録不提出に当たるとしている。照会に対して回答書を作成することが、法にいう記録の提出に該当するという独自の見解に基づくものである。検察の罪とならずを不当とする理由は一般的な法解釈からは乖離したものである。

以上、検察審査会に対する不服申立てについては、不服を申し立てるべき具体的あるいは合理的な根拠ないし理由がないことは明らかであり、本請願は不採択とすべきであると考えるとの意見がありました。

同じく、反対の立場から、自分は、虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発について反対の立場で討論した。告発時の反対討論にあった直接証拠、間接証拠が明確に示されていない点の質疑でも納得のいく証拠は確認できなかった。結果的に賛成多数で告発に至り、令和2年1月27日の本会議で100条調査の終了報告があった。本年6月11日に東京地方検察庁から告発について、嫌疑なし、嫌疑不十分との判断で不起訴処分が通知された。区議会では、この判断を受け止め、意見が割れる中、その後の対応をどのようにすべきかを含め、100条調査担当の弁護士の

先生に、検察審査会への申立てについて相談し、様々な角度から質問をした。その回答の中でも、嫌疑なし、嫌疑不十分の判断がされたことへの不服申立てについては、刑事事件に精通する検察官が精査の上で不起訴と判断した以上、新たな証拠や事実の発見がない限り覆すのは難しいとの意見であった。また、新たに検察審査会への不服申立てをする場合は議決が必要で、さらに不服申立てに係る弁護士費用が概算で約55万円程度必要となり、これは公費で支出されることとなる。今回の請願を審査する過程で改めて経緯経過を振り返ったが、準司法機関である検察庁の判断を尊重し、完了することが妥当である。

コロナ禍で課題山積の中、区民の皆様の命と健康と暮らしを守ることに邁進すべきと考える。よって、検察審査会への不服申立てには反対する、との意見がありました。

同じく、反対の立場から、地方議会の100条調査の権能を否定するかのような東京地検の不起訴処分ではあったが、検察審査会の審査を経て起訴に至ると確信できる根拠がないこと、また、石川前区長は既に辞職し、現職ではなく当事者が不在であること。今回の告発に係る不起訴処分の案件とは別件ではあるが、本年6月29日、区議会の解散処分無効確認事件についての東京地裁の判決で、石川前区長の解散処分は違法であることが確定しており、損害賠償の求償を受入れ支払い済みであることなどを考慮すると、我々区議会の主張は既に通っており、これ以上事態を長期化させるより、この告発を契機に、区の事務執行体制が適正に執行されることを今後もきちんとチェックしていくことが議会の務めであると考える。

このコロナ禍で、現下の最優先事項である区民の生命と財産を守るために、執行機関と一致団結して、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする諸課題に取り組むことであると考え、本請願に反対する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、請願3-1は賛成がなく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、当議会運営委員会に審査を付託された請願の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願3-1に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願について、反対討論を行います。

請願内容は、千代田区議会が設置した100条委員会において、石川雅己前区長の答弁拒否と虚偽答弁及び前区長夫人の出頭拒絶があるにもかかわらず、検察が捜査不十分なまま不起訴処分としたことを不服として、千代田区議会が検査審査会に不服申立てを行うことを求めるものです。

石川前区長が100条委員会においての陳述が虚偽であったこと、証言拒否を行ったことにつ

いては、地方自治法第100条第1項の9に従い、昨年7月27日に区議会として検察庁に告発しました。これは調査権の実効性を保つための告発でした。石川前区長等の非協力により調査ができず、再発防止策を含む報告書が不十分というならば、不服申立てを行うことも考えられます。その場合は、不起訴処分を覆す新たな事実と証拠が必要になるでしょう。しかし、請願内容は、100条委員会の最終報告が不十分であることや、新たな事実、証拠は何ら示されていません。

現在、新型コロナウイルス感染症対策や区民生活への影響に対する課題などが山積している中で、議会が行うべきことは再発防止策に直ちに取り組むことではないでしょうか。

反対する第一の理由は、100条委員会の設置目的に照らしてです。請願者は、区議会に対し区長等の刑事処分を検察審査会に求めることを請願しています。しかし、地方自治法第100条第1項に基づく調査権は、言うまでもなく、地方公共団体の事務に関する調査の権限を議会に与えているものです。調査の結果、事務執行がゆがめられた事実があればただしていく対策を取っていくための役割が課せられているのです。既に100条委員会は調査を終え、区議会は調査の最終報告書を承認しました。100条調査の役割は果たせたものと認識しています。今、区議会が区民と共に進めるべきは、最終報告書に示された再発防止策の速やかな実行であると確信するものです。これが反対する2つ目の理由です。

報告書は、再発防止策の1つとして、特別職の政治倫理条例の必要性の検討を求めています。利害関係者との関係を律した一般職の倫理基準を特別職にも適用すれば、利害関係者からマンションを優先購入するような、区民の不信と疑惑を招く行為は今後許されなくなります。また、報告書は、区有地処分に当たって議会が関与できる仕組みも提案しています。今日、区有地を施行区域に組み込む再開発事業が相次いでいます。それだけに区有地の処分に対し、開発計画の修正が可能な段階から議会が関与する仕組みづくりは急を要します。

以上、検察審査会の不服申立てを行うことは、第一に、100条調査権の目的に照らして、第二に、今、区議会が果たすべき役割は、再発防止策に真摯に取り組むことであることから賛同できるものではありません。

よって、請願3-1号、検察審査会への不服申立てを求める請願に反対いたします。

○議長（桜井ただし議員） 次に、4番小枝すみ子議員。

[小枝すみ子議員登壇]

○4番（小枝すみ子議員） 請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会へ不服申立てを求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、請願に賛成する理由について、3点述べます。

賛成する理由の第一は、今回の告発が不起訴もしくは罪にあらずとなるならば、日本国憲法最高法規として構築された法治国家としての根幹を揺るがす事態に至るからです。公平、公正であるべき千代田区のまちづくり行政を区民の手に取り戻すため、多くの区民から千代田区議会に対し真相の解明を求める声が寄せられる中で、千代田区議会が多数の賛成を持って決議し設置した100条調査委員会において行われた証人尋問に当たって、おのれの保身を図るために事件の核心に及ぶ部分について、偽証や、正当な理由がないままに証言拒絶や度重なる委員会への出頭請

求及び記録の提出を拒絶したことが法に抵触しないとするならば、千代田区議会をはじめ、全国の議会において、地方自治体の不祥事をただし、疑惑を解明することは不可能となり、地方自治の本旨をも揺るがしかねない重大な問題になると考えます。

賛成する第二の理由は、まちづくりという名の下に行われている大規模開発の結果、首長をはじめ、その関係者が特別の利益を享受することがあってはならないと考えるからです。今回の事件は言うまでもなく、区内における諸開発に当たって、区が積極的に容積率を緩和し、加えて大規模再開発用地内に存する区民共有の財産である区有地を20年間という長期にわたり無償で事業者に貸付け、多額の利益をもたらした見返りに、関連企業が販売した2つのマンションのそれぞれ1室を優先的に購入することを許され、そのうちの1戸においては、短期間で転売することにより、区長とその家族が多額の利益を享受していたということです。そして、この一連の行為を円滑に進めるために、区長とまちづくり推進部の一部の幹部だけで共謀し、区の定める手続・手順を無視し、議会にも一切報告することなく進め、指摘をすると、過ちを認め反省するどころか、開き直る態度に終始しておりました。

賛成する第三の理由は、今回の東京地方検察庁の決定に対し、千代田区議会が検察審査会に申立てを行わなければ、区議会が告発した罪が問われる機会が永遠に失われてしまうからです。千代田区議会は、告発に当たり、昨年7月、当本会議場において、この疑惑についての真相を、真実を明らかにすることが本区議会に与えられた使命であり、偽証及び証言の拒絶が明らかな以上、告発することは当然であると述べ、さらに、今回の告発がされなければ地方自治法第100条に基づく調査権は形骸化し、疑惑の真相を明らかにすることはできず、地方自治の本旨をも揺るがしかねない事態を招くと千代田区民に対し真相解明に向けた強い意思を示しています。今回の東京地方検察庁の判断がおよそ法の求める趣旨にそぐわないものであると思われる以上、国民の代表者から構成される検察審査会に不服申立てを行うことは、区民にとっての区政はどうあるべきなのかということを示す意味でも、当然のことだと考えます。昨年、区民に対して真相を解明するとした決議の筋を通し、区民代表として毅然とした行動を取ることこそが区議会の果たすべき役割ではないでしょうか。

去る6月、東京地方裁判所で判決が出されたところですが、石川前区長は、区議会による今回の事件の疑惑の追及に真摯な姿勢で臨まないばかりか、区議会を解散するという暴挙に出て、区政の混乱を招いてまでも、疑惑を闇に葬り去ろうとしました。区政を私物化し、区議会の調査を妨害する行為に終始した前区長が行った行為の真相解明を求める姿勢を示さないならば、私たち区議会の存在する意味はどこにあり、区民の信託に応えるという区議会の使命はどこに行ってしまったのでしょうか。

今回の一連の事実は、マスコミはもとより、全国から注目をされている、千代田区始まって以来の不祥事です。検察審査会に申立てを行わないことに、いかなる正当な理由や戸惑いがあるというのでしょうか。区議会として与えられた権利を遂行し、国民目線での判断を仰ぐために、区のまちづくり行政がゆがめられた真相の究明を果たすことは当然であるということが、私が賛成する理由です。

加えて、過日、10月1日に、区民の求めに応じ開かれた懇談会から導き出された点を含め、申し述べなければなりません。傍聴した区民からは、請願者の陳述は区民にとって大変分かりやすく、以下の3点のことが明確に分かったと意見がありました。

- 1、検察は政治案件には積極的に関与せず、不起訴とする傾向があること。
- 2、起訴したもののは、検察審査会に対し、その処分の当否の審査を申立てすることまでが一連の流れであること。
- 3、申立者はさらなる証拠を提出する必要はなく、しかも無償であるということ。

なぜ議会が不服申立てをしないのかが理解できないと、傍聴していた区民は言いました。さらに、本日まで、複数の専門家にこの間のやり取りを検証していただいた結果、反対の立場を唱える議員の大いなる思い違いが明らかになりました。大いなる思い違いについて、3点、指摘をさせていただきます。

前提として、ある議員は以下のとおり発言をされました。議会運営ハンドブックによれば、なぜ議会に告発権を付与しているのかというの、調査に実効性を持たせるため。その調査の目的は不祥事が起きたときの背景、原因、これらを明らかにして再発防止策を講じていく。ここに100条調査権行使する一番の目的がある。今回、検察のほうから不起訴処分相当となった4つの項目で、不出頭と証言拒絶が嫌疑不十分となっている。これを争うとするならば、より嫌疑十分となるような証拠が必要だと、そう言いました。皆様ご記憶のことと思います。

この大いなる思い違いについて、1点目は、罰則を伴う法律の成り立ちが理解できていないということです。一般法、特別法を問わず、処罰を伴う刑法の個々の規定には、全て保護法益があります。殺人罪や傷害罪なら人の生命、身体の安全、窃盗・強盗罪や詐欺・横領・背任罪なら人の財産、通貨偽造罪や文書偽造罪なら通貨や文書に対する社会の信用、贈賄・収賄罪なら職務の公正。例えば、令和3年9月7日に、秋元司議員は、収賄罪と証人買収罪で有罪になりました。彼が犯した犯罪そのものについて、収賄罪が成立し、証人買収罪は収賄罪を審理する裁判所の司法作用に対する妨害を処罰する趣旨であり、真実発見ができなくなる危険を生じさせたことに対するペナルティーであり、両者の射程範囲は全く異なります。

石川雅己氏は、平成13年2月8日から令和3年2月8日まで、区長として千代田区の業務全般を統括し、千代田区が東京都らと平成23年に作成していた日比谷エリアまちづくり基本構想を実施するに当たっては、同区議会や所管する委員会に付議ないし報告するとともに、平成24年2月7日、同区企画総務委員会報告「区有財産の貸付料に関する考え方」で示された外部専門家からの意見聴取を行い、区民の代表である千代田区議会にも区有財産の貸付けの適正等について吟味検討する機会を与えるなどして、本来、区民が得られるべき収入を得られなくなるなどの損失を被ることがないよう、千代田区民のために誠実に職務を遂行すべき任務を有していたのに、石川氏はその任務に背き、三井不動産の東京ミッドタウン日比谷開発に便宜を図った見返りに、まさに三井不動産の事業協力者住戸として、××××××××の1室を抽せん不要で取得したという疑惑を抱かれたのです。

これが邪推でなく事実に基づいた推認であることは、多数のデベロッパーによる5万とある物

件の中から、石川氏とその一族がわざわざ千代田区内の三井不動産の物件を選んで購入を希望したことからも、裏づけられます。100条委員会において、石川氏からこの推認を覆す合理的な弁解が述べられない限りは、背任や収賄といった本質的な行為を認定して、検察庁に告発することもできたはずです。

ところが、石川氏は、肝腎のところで弁解を尽くすことなく、三井不動産からの資料に反する証言をし、事業協力者住戸でないと、知人に聞いたとしながら、当該知人が誰であるかを明らかにせず、調査権を妨害した結果、背任や汚職疑惑の真相究明を阻んだのです。

刑法上の司法妨害罪も、地方自治法上の調査権妨害罪も、真相究明を妨害する極めて悪質な行為であり、だからこそ、地方自治法は偽証等の妨害罪について告発するかしないかについて、議会の裁量の余地なしに、告発しなければならないと義務規定にしていることを議員が理解できていないことが分かります。

また、反対論を述べる議員はこう続けました。「都市計画等の規制緩和が背景と、そこまで述べている」、「原因については、倫理性の希薄感である」と。しかし、この程度のことで、背景や原因を明らかにしたとは到底言えないのです。真の原因究明なく、まちづくりのルール、区有地の処分、あるいは特別職の政治倫理条例を制定したところで、再発防止策にはなりません。

真の再発防止を期するためには、4つのステップが必要です。まず、1、事実を調べ、2、それが法律をはじめとする社会のルールに違反すると言えるか否かを判断し、3、ルールに違反するなら謝罪、処罰、賠償をさせ、4、再発防止の策定に進まねばなりません。ところが、日本では、往々にして、1、事実認定と、2、ルール違反か否かの判定を下さないまま、3、「誤解を与えるようなことをして遺憾です」程度の謝罪やその地位を引くことで謝罪とみなし、処罰や賠償をさせないため、人が替わっても同じような不祥事が繰り返される事態が多いことは、子どもでもご存じのことです。官民間わず、1と2のステップを回避すれば、何度でも同じことが起こります。事実認定を妨害されたことについてけじめをつけず、幾ら「4を進めています」と胸を張っても、実際は4も進めておりませんが、全く意味がないということに気づいておりません。

大いなる思い違いの2つ目を申し上げます。2つ目は、検察官も官仕えのサラリーマンなのです。選挙で選ばれた政治家やその取り巻きに対する告発には消極的であり、大物OBが弁護人につけば、将来、自分が大物OBの系譜に連なるため、その意向を酌み取り、検察審査会にかかるまではろくな捜査をせず、外部からは捜査に見えて、実は、不起訴裁定の理由になる事実を探しているだけという事実を見落としているということです。告発したが不起訴になったとしても、イコール、証拠が足りなかつたとは言えないことをあれだけ指摘しても、聞く耳を持ちませんでした。

最近の事例だけ見ても、黒川検事長の常習賭博罪、カニ、メロンを配った菅原一秀議員の件など、安倍元首相の公職選挙法違反、そして、このたび、岸田新総裁の下、新幹事長に就任した甘利明及びその秘書が建設業者側から口利きの見返りに多額の報酬を受け取ったとして、あっせん利得処罰法違反に問われた、大臣辞任をしたその件も、告発を受けて、最初に出される結論は判で押したように不起訴だったことはご記憶のことと思います。検察審査会は、これらの幾つかの

件に対して、不起訴不当等の結論を導いていることもご存じでしょう。

ロッキード事件の頃は、巨悪を眠らせない気概にあふれ、最強の捜査機関と言われた検察も、今は昔、ここ数年は、広範な裁量権に物を言わせ、上司や政治家の犯罪については、最悪のもみ消し機関になってしまっていることは、新聞に目を通せば周知のことかと思つておりました。

区議会が告発した件は、偽証したか否か、証言を拒否したか否か、委員会に出頭したか否か、記録を提出したか否か、いずれもあったか、なかつたかレベルの形式的判断で済む事柄であり、告発を受けてから半年も1年も捜査が必要な事実認定の困難さはありません。本件は、いわゆるハードケースではありません。これを令和3年6月11日まで引っ張った上で不起訴にしているのは、極めて不自然なことです。

しかも、この不起訴処分の日からすると、背任の立件を難しくする意図が透けて見えるようです。検察官は、警察官からの送致事件の場合、最初に基本の「き」として、法定刑によって決められている公訴時効をチェックし、たとえ、捜査の結果、不起訴にすることになつても、告訴人や告発人に検察審査会に申し立てるか否かを考慮するに足る時間的な余裕があるように、大急ぎで捜査をして、公訴時効完成前1か月から数か月の余裕を持って、不起訴処分を行うものだそうです。時効ぎりぎりで不起訴にすることや、ましてや、時効を徒過して不起訴にすることはしないのです。もちろん、告訴や告発の事実自体を認定することは困難と思われても、他の犯罪が成立しないか、十分に吟味することです。

今回、100条委員会が提出した資料を検事のような刑事司法のプロが見れば、告発自体は証言拒絶等調査権妨害の形式犯にとどまつても、背任なり、加重収賄なりといった実態犯成立の可能性が高いことは一目瞭然です。とりわけ、石川氏の署名押印のある日比谷の平成28年6月3日付基本協定及び無償使用貸借契約締結行為は、契約書上の記載から容易に認定できる石川氏の決定的任務違背行為、いわゆる背任行為が成り立つという、指摘する方もいます。

石川氏の主任弁護人は、検察内でも切れ者で知られた大物OBであったようで、この行為が行われた平成28年6月3日から5年を経過させるため、担当検事に対して、処分を待ってくれと要望するなどあり得ることですし、担当検事やその報告を受ける上司も、その意図を分かりながら応じることも可能です。

こうしたどこの世界もある忖度やなれ合いに対し、検察審査会とは、国民の目線から調査権の妨害行為は明らかではないか、あるいは、証拠十分なのにおかしいですねとか、検察権の行使は公平にしなければいけませんよと、そうした注文をつけることができるが国民から選ばれた検察審査会なのです。告発したが不起訴になったこととは、イコール、証拠が足りなかつたということではないのに、なぜ、議会は結論の見直しを求めないのでしょうか。石川氏が区長であった当時、告発し、辞めた今では問題としないという態度では、100条調査権を政争の具にしたと見られても仕方がないのではないでしょうか。（発言する者あり）

この大いなる思い違いについて、もう1つ、3点目があります。このような石川氏の背任的行為のお膳立てをした方を新副区長就任を承認する今日この日に、石川氏らの検察審査会に不服申立てをしない決定をセットで行うことが、再発防止ならぬ、再発促進のカンフル剤になってしま

うということが、議会は分かっていないということです。

副区長は、平成23年4月から、同区のまちづくり推進部景観・都市計画課長、平成27年4月から29年3月まで、同区まちづくり推進部まちづくり担当部長を務めた人物であることは、皆さんよくご存じのことです。この間、新副区長は、東京ミッドタウン日比谷の事業に関し、千代田区や区民全体のために尽力しなければならないのに、その任務に背き、平成27年9月17日、用地問題検討会において、東京ミッドタウン日比谷予定地に隣接する区道を廃止し、付け替えて、創設する広場を一般社団法人日比谷エリアマネジメントに無償で貸し付ける方向性を了承し、同月18日、第27回調整会議において、日比谷エリアマネジメントに同広場地下部分に設置予定の店舗から賃料収入を得させて、同広場等の維持管理や運営を行わせるという日比谷型エリアマネジメントスキームを確認し、石川氏による前記基本協定や無償使用貸借契約締結のお膳立てを行った、言わば、石川氏の背任的行為の共犯です。この方を新副区長の……

○議長（桜井ただし議員） 小枝議員、小枝議員。

○4番（小枝すみ子議員） 地位につけることは……

○議長（桜井ただし議員） 小枝議員、まとめてください。

今、請願の賛成討論を小枝議員にしていただいて……

○4番（小枝すみ子議員） あ、今、賛成討論しています。

○議長（桜井ただし議員） 討論をしていただいている。

○4番（小枝すみ子議員） はい。はい。

○議長（桜井ただし議員） 請願の趣旨の範囲を超えないようにお願いします。今お話を聞いていると、副区長人事のお話まで出ていました。先ほどは反対議員に対する批判を繰り返し行っていたようにも思います。今は、この請願に対する討論を行っているところでございますので、それに、趣旨に沿った形で、討論を行っていただきたいと思います。

行っていただけますか。

○4番（小枝すみ子議員） あ、はい。分かりました。

○議長（桜井ただし議員） はい。それでは……

○4番（小枝すみ子議員） 趣旨に沿っています。

○議長（桜井ただし議員） ちょっと待ってください。ちょっと待って。

いいですか、事務局のほう。いいですか。（発言する者あり） はい。じゃあ、始めてください。

○4番（小枝すみ子議員） その方を新副区長の地位につけることは、石川氏の手法が今後も千代田区内において存続され、外神田あれ、麹町あれ、住民と真摯に話し合うことなく、開発を進めるという宣言になるとともに、石川氏らによる区政の私物化について、異議を唱えることはできない。異議を唱えても出世しない。まちづくり行政に配属になり、上司の言いなりに開発を促進すれば、行く行くは氏のように出世し、ひいては、氏の先輩、石川氏の片腕で、平成18年7月から平成23年3月まで、まちづくり担当部長、同年4月、家族会社設立、平成27年4月、同区建築審査会委員であった方のように、日比谷エリアマネジメントから同企業に年間300万円も流してもらえるなど、ばら色の老後が待っている。区民が何と言おうとも、無視して開

発を推し進めようという職員を次々と生み出し、従わなければ左遷もしくは傍系に振り分けられしていくことを既に職員は感じています。住民は、そんな千代田区に希望を見いだすことができるでしょうか。

そのような事態は決して容認できません。首長であれ、議員であれ、職員であれ、公務員は公平に仕事をし、私利私欲なく務めるべきで、このようにシンプルなことを首都東京の中心である千代田区において実現したい。区民に選ばれ、議員となった者として、このような区民の切なる望みを代弁するのが私の役割と考え、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願に賛成をするものです。

以上。賛成理由は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（桜井ただし議員） 次に、20番大串ひろやす議員。

[大串ひろやす議員登壇]

○20番（大串ひろやす議員） 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願に対して、反対の立場から討論を行います。

検察審査会への不服申立てを行うことに反対する理由については、議会運営委員会において、会派としての意見発表の中で述べていることに尽きますが、重ならないように、私からは前区長の虚偽の陳述と前区長夫人の出頭拒否について述べさせていただき、反対の討論とさせていただきます。

最初に、前区長の虚偽の陳述についてであります。

請願では、本件事業者から、本人はもとより、その知人を名のる者からも、本件優先物件が事業協力者住戸であるとの説明の有無の確認はなかったとの回答を得ているので、前区長の「知り合いを通じて確認した」との証言は、虚偽だとしております。しかし、この根拠としている事業者の5月20日付の文書による回答については疑義が残ります。それは、回答では、平成28年1月9日にこの事業協力者住戸と記載のある価格表を次男に提示としていますが、前区長からは、同じ平成28年1月9日の日付が記載された価格表が、6月16日の証人尋問の際、提出されており、価格表には事業協力者住戸の記載はありません。この矛盾は重大であり、事業者からも合理的で納得のいく説明が必要であります。

前区長からは、「私の息子から具体的にどういう形で申込みをしたかという資料を取ってあります。したがって、ぜひ、それを同じレベルで議論していかないと、公平ではないと思います」と資料の取扱いについて、公平な審査をしていただきたいと述べております。それにもかかわらず、提出された資料について、委員会ではついに検討されることはありませんでした。最終報告書にも、そのことに関する記載はありません。

このことは、100条調査の公平性、正当性という点からはどうだったのか、大きな疑問が残ります。このような公平、正当な調査の前提を欠き、一方の事業者の回答のみをもって偽証とすることは、一定の目的を持った極めて政治性の強い不当な告発と判断されても仕方のないものとなります。また、偽証としている確認したのかどうかという証言については、あえて偽証しなければならないような事項ではなく、本来の調査の目的である事務執行上の問題点からは、中核的

な事項ではありません。確かに前区長の答弁に不正確なところがあったかもしれません、不正確な証言と偽証とは明確に区別されるものであります。このような中核的な事項についての告発から公訴提起に至ることはまずあり得ない事であります。検察の判断は「嫌疑なし」であり、この検察の決定を私たちは重く受け止めるべきであります。

次に、前区長夫人の出頭拒否についてであります。

この点については、昨年の11月12日の告発議決の反対討論でも、出頭拒否には当たらないとする理由を述べましたが、若干重なりますが、述べさせていただきたいと思います。

証人喚問を行う際は、その人の人権やプライバシーに配慮しなくてはならないことは言うまでもありません。この観点から、なぜ証人喚問が必要なのか、その理由を明確にすること、また、その理由もあくまで事務執行に関する調査において必要があることとされております。この点、事務執行に関する事項において、前区長夫人を証人として呼ばなければ証明できないこととする点は何だったのか、明確にされておりません。

請願では、その理由について、前区長が自らの関与を否定し、家族がやったことだと弁解するのであれば、その弁解の真偽について明らかにするためとし、出頭拒否の告発をする際の理由としては、当該マンションの共有名義人である前区長夫人が当該物件の購入に大きく関わっていることが明らかになったとしております。しかし、証人喚問の日とされた9月18日までには、次のことが明らかとなっております。事業者からの9月11日付の文書照会に対する回答では、当該物件の購入について、区長より何ら便宜を受けた事実ではなく、事業協力者住戸を設定し、ご紹介したのは、本件マンションの販売戦略上の判断によるものであると述べられています。つまり、マンションの購入はもはや事務執行上の問題ではなく個人的事項であり、100条調査の対象とはならないことが明らかになっていました。にもかかわらず、前区長夫人を証人喚問したことは、調査権の乱用であり、召喚手続に重大な問題があったと言わざるを得ません。

検察庁は、嫌疑不十分としました。このことを不当とするには、述べましたように、召喚手続の実態を無視したもので、合理的な根拠はありません。あえて付け加えさせていただければ、10月26日の事業者の証人尋問において、先ほどの9月11日付の文書による回答の確認もなされました。マンションの購入は、事業者へ何らかの便宜を図った見返りにより購入できたものではなかったこと、また、当該マンションの購入に至った経緯は、総合設計制度、また、地区計画制度などの事務執行上に問題があったわけではなく、全く個人的事項だったということが明らかになりました。

最終報告書には、「疑いは拭い去ることはできなかった」とするのみで、関連する事務執行上の何が問題だったのかという明確な記述はありません。この点こそが100条調査の正当性を根拠づけるものでありますが、結果としては、前区長及びご家族の方々のプライバシーに関する事項の暴露や人権を侵害することとなってしまったことは、極めて残念な事であります。ここに、私たち会派を代表いたしまして、前区長、また、前区長のご家族の皆様に対して、人権とプライバシーを守ることができなかつたことに対し、心から謝罪申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

以上、反対する理由について述べさせていただきました。請願に対しまして、反対票を投じていただくことをお願い申し上げまして、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桜井ただし議員） 次に、24番小林やすお議員。

[小林やすお議員登壇]

○24番（小林やすお議員） 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願について、反対の立場から討論をいたします。

本件は、もともと100条調査に誠実に対応しなかった前区長の違法行為を告発したものであるが、東京地検は嫌疑不十分などとの理由から、不起訴との判断があった。しかし、これを覆すには、新たな有力な証拠の提出が必要となるなど、担当の弁護士からも容易ではないとの見解があった。また、不服の申立てには議決が必要なほか、最低でも数か月の期間と一定の経費を要することになり、これに費やすことに区民の理解を得ることは難しいと考える。加えて、区を挙げて、新型コロナ対策や深刻な打撃を受けている地域経済対策などを最優先に取り組まなければならない状況下にあり、これ以上に問題を長期化させることについても、区民の理解が得られないよう思う。

100条調査権の目的自体は、不祥事が発生したときの原因究明、その背景を明らかにすることで再発防止を求めることがある。執行機関の適正な執行が行われることが課題であり、早急にこれらを具体的に実施することである。今回の告発は、調査に実効性を持たせるための告発であり、その役割は十分果たしていると考えます。よって、本請願に反対をいたします。（拍手）

○議長（桜井ただし議員） 以上で、討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました請願3-1、東京地方検察局がした——あ、失礼しました。失礼しました。

お諮りします。

報告のありました請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

請願3-1に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより投票]

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

請願3-1は、賛成少数により不採択となりました。

日程第17を議題にします。

報告第6号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

